

# The DC Merwestone

Versloot Dredging BV and another (Appellants)

v

HDI Gerling Industrie Versicherung AG and others (Respondents)

[2016] UKSC 45 ⟨Neutral Citation - BAILII⟩

[2016] WLR(D) 403 ⟨Weekly Law Reports - Daily⟩

[2016] 3 WLR 543 ⟨Weekly Law Reports⟩

[2016] 2 Lloyd's Rep 198 ⟨Lloyd's Law Reports⟩

[2016] Lloyd's Rep IR 468 ⟨Insurance and Reinsurance⟩

[2016] 2 All ER (Comm) 955 ⟨All England Reports⟩

[2016] 4 All ER 907 ⟨All England Reports⟩

[2017] AC 1 ⟨Appeal Cases⟩

# The DC Merwestone - BAILII

British and Irish Legal Information Institute

- (1) pp. 001-015 [2013] EWHC 581 (Comm) Christopher Clarke J
- (2) pp. 015-020 [2013] EWHC 658 (Comm) Christopher Clarke J
- (3) pp. 020-092 [2013] EWHC 1666 (Comm) Popplewell J
- (4) pp. 092-101 [2013] EWHC 1667 (Comm) Popplewell J
- (5) pp. 101-145 [2014] EWCA Civ 1349 Christopher Clarke LJ, Vos LJ and Sir Timothy Lloyd
- (6) pp. 145-194 [2016] UKSC 45 Lords Sumption, Clarke, Hughes, Hughes, Toulson and

Mance (dissenting) (20 July 2016)

pp. 145-164 [2016] UKSC 45 Lord Sumption	11 Jan 2012 – 9 Dec 2018 → 7.9 years
pp. 164-167 [2016] UKSC 45 Lord Clarke	1 Oct 2009 – 30 Sep 2017 → 8.0 years
pp. 167-184 [2016] UKSC 45 Lord Hughes	9 Apr 2013 – 11 Aug 2018 → 5.3 years
pp. 184-185 [2016] UKSC 45 Lord Toulson*	9 Apr 2013 – 22 Sep 2016 → 3.5 years
pp. 185-194 [2016] UKSC 45 Lord Mance	1 Oct 2009 – 6 June 2018 → 8.7 years

\* Lord Toulson, 70, has died during a medical operation on 27 June 2017.

(Note: The page count is based on six cases combined by the author.)

# 連合王国の司法制度

連合王国最高裁 [12人]

↑ ↑ ↑

↑ ↑ ↑

控訴院 (刑事部・民事部) [38]

↑ ↑ ↑

↑ ↑ ↑

刑事法院

↑ ↑ ↑

↑ ↑ ↑ ← ← ←

→ → → →

欧州司法裁判所 (ECJ)

欧州人権司法裁判所 (ECHR)

↑ ↑ ↑

↑ ↑ ↑

高等法院 (大法官部 [16]・女王坐部 [73]・家事部 [19]) [108]

↑ ↑ ↑

刑裁・家裁・地裁

女王坐部の法廷：

商事法廷・海事法廷 [≠ 12]

特許法廷 [≠ 8]

技術・建築法廷 [≠ 8]

訴訟費用審査事務所等々計12部門

## 本件の特異性と対策

- 英国最高裁は、保険金請求に当り、被保険者が事故を捏造したり損害について過大請求したりしたものではない限り、そして罪の無い嘘を吐いたものである場合に限り、保険者は支払いを拒む事は出来ない、と判示した。これを「附帯謊言」(Collateral Lie)と名付けた。
- この画期的な判決は数百万件の自動車保険と火災保険にも影響を及ぼすだろう。
- 保険業界は「正直な契約者に打撃」となると述べている。 [以上英国]
- 我が国では、今後、保険会社は引受～支払について人工知能を用いて対応するしかない。差し当たり日本では「人口知能学会」や「国立情報学研究所」そして英国の「SCL - Society for Computers and Law」との連携～協同作業が必要となろう。

# 英国最高裁判決主文

- 英国最高裁判決主文を拙稿本文の第3頁から第7頁に私訳を載せたがこれは初出である。英国でも公開されていない。
- これは下記YouTubeで画像付きで配信されているので未見のとき是非閲覧されたい。
- Versloot Dredging BV and another v HDI Gerling Industrie Versicherung AG & Ors  
[2016] UKSC 45 (20 July 2016)  
[www.youtube.com › watch › v=3Y0J45DrPgs](http://www.youtube.com/watch?v=3Y0J45DrPgs) 6:57  
Lord Sumption will deliver the judgment. ...

UK Supreme Court

チャンネル登録者数 1.47万人 (2020/12/16)

# [2016] UKSC 45 Judgment (YouTube)

UKSC 2014/0252

Versloot Dredging BV and another (Appellants) v HDI Gerling Industrie Versicherung AG and others (Respondents)

On appeal from the Court of Appeal (Civil Division) (England and Wales)

The appellants are the owners of a vessel, while the respondents are hull and machinery underwriters who insured the vessel under a time policy. Following an incident at sea where the engine room was flooded, the incapacitated vessel was towed to Poland and the appellants presented an insurance claim to the respondents for €3,241,310.60. The respondents denied liability on a number of grounds, including that the appellants had told a reckless untruth in support of their claim in order to disclaim any fault on the part of the owners. The appeal considered whether the rule by which a fraudulent insurance claim precludes recovery under the policy applies to fraudulent means or devices; and if so, whether the rule is contrary to art.1 of the First Protocol ECHR.

The Supreme Court allows the appeal by a majority of 4 to 1, holding that the ‘fraudulent device’ rule does not apply to collateral lies, which are immaterial to the insured’s right to recover.

# 英国最高裁判決主文 (YouTube)

- 上告人らは船舶の所有者、被上告人らは船体・機械類の保険会社、期間保険契約を当該船舶に付保していた。
- 海上で機関室の浸水事故が発生した後、航行不能に陥った船舶は Poland に曳航され、船主は保険者に対し、€3,241,310.60 の保険金請求を行なった。
- 保険会社は、船主が過失を否認する目的で自分達の請求を裏付ける為に無謀な真実を陳述した事等を指摘して、幾つかの理由で責任を否認した。
- 控訴審では、詐欺的な保険請求について、保険契約に基づく回収を妨げる規則が詐欺的な方法又は詐欺的手段に適用されるかどうか、亦、適用される場合には、この規則がECHR第1議定書第1条に違反しているかどうかも検討された。
- 最高裁は、4対1の賛成多数で上告申立を認め、「詐欺的手段」の規則は、被保険者の保険金請求に当り重要ではない「附帯謊言」には適用されないと判断した。

# Collateral Lie 附帯謊言

## 连带谎言 ( Collateral Lie )

榆林仲裁委员会 ( 陕西省下辖地级市 ) 2017-03-20 来源 : 中国仲裁法学研究会

## 附帯性谎言 ( collateral lies )

瀛泰律师事务所 ( Wintell & Co ) 日期 : 2017-07-27 10:35

## 嘘発見器 ( 測謊機 )

Collateral Lie 附帯謊言・蛇足虚偽・余計な嘘

White Lie 罪のない嘘

Fib 些細な嘘

Damned Lie 大嘘 ( とんでもない嘘 ) ( Comp. **Lies, damned lies, and statistics** ) 嘘、大嘘、そして**統計**

Falsehood 虚偽、欺瞞、嘘、偽り、嘘を吐く事



# 「保険」という日本語

- 脚注 4) 「保険」の用語については、葛城照三「新版講案海上保険契約論」（昭和41年8月30日 早稲田大学出版部）p. 28/29 「第2章 海上保険制度の沿革 第3節 日本における沿革 第2項 海上保険前史」で「保険」の初出について以下のように述べている。
- 以前は蘭和辞典からの借用語である「**災難請合**」「請合」「請負」「受合」「保任」「保認」「保証」「危難弁償」が用いられていた。（西洋旅案内）（明治大正保険資料 第一巻 第一編 第1）
- 岡田太「insuranceの語源，訳語をめぐるノート」（2019年2月15日 明大商学論叢 第101巻第2号 pp. 61/71）が詳しい。これは素晴らしい。是非続編が待たれる。
- 輸入漢語、和製漢語、混合漢語については愛知大学中日大辞典編纂所『日中語彙研究』：
  - ・ 同第2号 (2012) 顧令儀「日中同形語 - その学習着眼点と教授法 -」
  - ・ 同第3号 (2013) 王敏「音訳の中国語外来語と日本語外来語との対照研究」
  - ・ 同第3号 (2013) 彭広陸「中国における中日語彙対照研究の動向2013」
  - ・ 同第5号 (2015) 呉夫迎「中国語における改革開放後新出の日本来源語について」を参照。
- 「**新冠肺炎**」（新型コロナウイルス感染症）「肺炎」は和製漢語。医学用語の多くは和製漢語。
- 片仮名は大半の外国人に大変読みづらいので「日中同義語漢字の制定」が肝要。

# 新版 講案海上保険契約論

早稲田大学教授 慶応義塾大学講師 経済学博士 葛城照三著（昭和41年3月）序文

大学の教師は大学における講義内容を天下に公表する義務がある、と私は常日頃から思っている。

本書は早稲田大学と慶応義塾大学における私の海上保険の講義要綱である。今まで長年に亘って謄写版刷（プリント）の教材を使って来たが、本書は昨年度のプリントに少しばかり手を入れて印刷に付したもので、前記の私の信念から公表するのである。

海上保険契約論について、海上保険の実務に従事している専門家を対象とした参考書を書くのは、比較的容易である。だから私は、これまで専門家を対象とする研究書を数多く書き且翻訳した。海上保険契約論について予備知識をもたない大学生を対象とする教科書を四、五百頁にまとめることは容易なことでない。今後何年か後には自分で満足のいくような教科書を書きたいと思っている。

註：教科書ではないが → 「イギリス船舶保険契約論」（昭和37年8月） 「英文積荷保険証券論」（昭和56年5月）

# The Aegeon (Obiter)

保険者は、不正行為を証明出来ないにも拘わらず、被保険者の話に相当な懸念があるとき、真正な請求を回避する方法がある。損害調査について被保険者の嘘（不正行為や保険者が利用出来るかも知れない抗弁を隠す為、或いは被保険者が不安を抱いている事を誇張する為のもの）は、それ自体が保険金請求を失権させる可能性がある。この問題を検討したMance LJは、「このような手段」は、保険金請求の是非を探る保険者の対応としては、馴染みのないものではないと指摘した。

- 4. 本件控訴は、(a) 保険金請求を進めるに当り、詐欺的な方法又は手段（略して「詐欺的手段」）を使用した場合に、判例法の支配及び/若しくは1906年海上保険法第17条を適用出来るか否か、そしてどのような状況で適用出来るかを検討する為に提起している。この請求は、公判で他凡ての点で有効である事が証明される可能性がある、(b) ...。
- 原文は ... in the event of use of fraudulent means or devices (“**fraudulent devices**” for short) to promote a claim ...。

## 傍論 (Obiter Dictum / Obiter Dicta)

- フリー百科事典「ウィキペディア」より (原文英語・独語・仏語)
  - Obiter dictum (通常は複数形で使われる obiter dicta) とは、羅典語の成句で、“by the way” を意味する。つまり、判決の中の発言で「通りすがりに言った」という意味である。これは、英国の判例法から派生した概念であり、判決は、ratio decidendiとobiter dictaの2つの要素のみで構成される。判例の解釈上、ratioは拘束力があるのに対し、obiterは説得力があるだけである。
  - obiter dictum (lat. “incidentally said” )とは、裁判所の判決の中で表現された法律意見の事で、その判決を裏付けるものではなく、機会があったからこそ判示されたものである。obiter dictumの反対語は、ratio decidendiです。英米では、obiterは、前例の判決のratioとは異なり、拘束力のある判例ではない、即ち、下級裁判所を拘束するものではない。それにも拘らず、決定事項に含まれている事が多い。
  - obiter dictum (複数形、obiter dicta、屢々obiterと呼ばれる) は、羅典語で「ついでながら」という意味。一般的には、付随的な発言や判示又は法律上、裁判官が表明した付随的且つ二次的な意見であって、必ずしも検討中の事件に適用されるものではなく、裁判官の判断の理由にはならないものを指す。

# 傍論が傍論でなくなった事例

- 約束的禁反言 (Promissory Estoppel)

- Central London Property Trust Ltd v **High Trees** House Ltd (18 July 1946) (King's Bench Division)

- Justice Denning** [1947] KB 130; [1956] 1 All ER 256; 62 TLR 557; [1947] LJR 77; 175

- LT 333 → Lord Denning MR (23 January 1899 – 5 March 1999) ⇒ Tool Metal Manufacturing Company Ltd v Tungsten Electric Company Ltd [1955] UKHL 5; [1955] WLR 761, [1955] 2 All ER 657 (16 June 1955)

- 安藤誠二 英米法研究

- 談論アメリカ契約法 〈第 6 講〉 〈第 7 講〉

- 約束的禁反言について (その 1) (その 2)

- 「海事法研究会誌」(第152号)(第152号) 1999.10.1 / 1999.12.1

- (社)日本海運集会所

- Ricketts v. Scothorn, 77 N.W. 365 (Neb. 1898)

- ～Ruzicka v. Conde Nast Publications, Inc., 939 F.2d 578, 582-83 (8th Cir. 1991)

## 先例に対する異議申立文言

- with respect (失礼ですが…)
  - with due respect (恐れ乍ら…)
  - with all due respect (大変恐れ乍ら…)
  - with **very** respect (誠に僭越ではありますが…)
  - with the **greatest** respect (僭越至極とは存じますが…)
  - **with the very greatest respect\*** (憚り乍ら誠に僭越至極ではございますが…)
- 
- \* これは本件の③ [2013] EWHC 1666 (Comm) (14 June 2013) [160] に出て来る
  - \* BAILIIでは1847年～2020年で34件、有名な事件では：
    - Caparo Industries Plc v Dickman [1990] UKHL 2 (08 February 1990)
    - Douglas & Ors v. Hello! Ltd & Ors [2007] UKHL 21 (02 May 2007) the Douglas-Zeta-Jones wedding case
    - Spar Shipping AS v Grand China Logistics Holding [2015] EWHC 718 (Comm) (18 March 2015) **Popplewell J**

# 水増請求・詐欺・裁判所侮辱罪

- 「水増請求」は詐欺罪になる。
  - ① 業者に実際の金額よりも高い金額を記載した請求書を出させる。
  - ② 業者にありもしない請求書を出させる。
  - ③ 自分で勝手に請求書を捏造する。

「水増請求」は保険処理にあっては、通常は交渉で決着するが、若し、裁判で争いとなればどうか？

証拠が揃っていれば、保険者有利の判決が下る。併し、証拠不十分或いは保険金を支払った後に「水増」が判明した場合はどうか？

これには英国では幾つもの先例がある。

若し、詐欺者が裁判所の命令に従わないときは「裁判所侮辱罪」(Contempt of Court)に問われる。

保険絡みの事案ではないが侮辱罪について最新判例の下記事件が参考になる。

Lakatamia Shipping Company Ltd & Ors v SU & Ors [2020] EWHC 3201 (Comm) (09 November 2020) Defendant; Nobu Morimoto, Taiwan Maritime Transportation Co Ltd + Toshiko Morimoto [NB: Since 29 July 2009]

# SCL and BAILII

## **SCL** - Society for Computers and Law ([www.scl.org](http://www.scl.org))

- 1998年4月/5月から発行されている雑誌 最新号は2020年10月、年6回発行
- デジタル版をダウンロードするにはSCL会員になる必要があります。



## **BAILII** – British and Irish Legal Information Institute ([www.bailii.org](http://www.bailii.org))

- BAILII gets MoJ lifeline (The Law Society Gazette 2020/11/23)
- 法務省は年間5万ポンドを支援：これはBAILIIの総収入の約4分の1 [全部で2800万円?]
- BAILIIは、専従は4名以下、僅かな予算で運営されている。 [閲覧無料!]



# SCL President : Professor Richard Susskind OBE FRSE

**Richard Susskind** は世界各国（40カ国以上）でこれ迄に25万人以上の聴衆（対面と遠隔）に講演。主な著書は以下の通り：

『法律の専門家システム』（OUP、1987年）[Oxford University Press]

『法の未来』（OUP、1996年）

『法を変える』（OUP、2000年）

『変化する時代の法律専門家』（Sweet & Maxwell, 2005）

『弁護士の終焉？』（OUP、2008年）

『明日の法律家』（2013年）

『プロフェッショナルの未来』（日本語訳 2017）\*

.....

『遠隔裁判と司法の未来』（2019年11月）

- The Times に約150本の**定期特約寄稿**（column）をしている。
- 10ヶ国語に翻訳されている。\* リチャード・サスカインド, ダニエル・サスカインド著；小林啓倫訳（朝日新聞出版, 2017. 9）
- 1998 年から英国首席判事（Lord Chief Justice）の情報技術顧問を務めている。

# 保険判例：「人口知能」対「弁護士」

## Case Crunch ([www.case-crunch.com](http://www.case-crunch.com))

- 2017年10月に Case Crunch は史上初の「人口知能」対「弁護士」の競技会を開催。
- PPI Policy の事案で、弁護士の**62.3%**に対し、Case Crunch は**86.6%**の精度で勝利。  
(Payment Protection Insurance = 支払補償保険又は債務返済補償保険) ≠ Policy Proof Interest
- 詳細は BBC の記事をご覧ください。(For more details see the BBC article.)

## BBC ([www.bbc.co.uk/news](http://www.bbc.co.uk/news)) (2017/11/01)

- 彼らは775件の予測で、弁護士の**66.3%** [ママ] に比べ、人口知能は、**86.6%**という楽勝でした。

# 人工知能と海事問題

- 2019/09/07 [海上保険法研究会] 自動運航船（自律運航船・無人化船）
  
- 2019/09/14 [CCU Seminar] Society 5.0 と AI 関連技術
  - ・ 強い AI（汎用的人工知能）
    - ・ 人間の知能と同様の知能を持つ機械 → 今の技術では到底実現不可能
  - ・ 弱い AI（特化型人工知能）
    - ・（強いAIを実現しようとした過程で作られた）さも知能があるかのように振る舞う機械
    - ・ 人間のような、又は人間以上の知的処理は可能だが、自我や自意識を持たないAI
  - ・ **AIが翻訳しやすい文章表現**
  
- 2019/09/24 [忽那海事法研究会] 自動運航船（自律運航船・無人化船）：再考

## 本件の特異性と対策〈再掲〉

- 英国最高裁は、保険金請求に当り、被保険者が事故を捏造したり損害について増額請求したりしたものではない限り、そして罪の無い嘘を吐いたものである場合に限り、保険者は支払いを拒む事は出来ない、と判示した。これを「附帯謊言」(Collateral Lie)と名付けた。
- この画期的な判決は数百万件の自動車保険と火災保険にも影響を及ぼすだろう。
- 保険業界は「正直な契約者に打撃」となると述べている。 [以上英国]
- 我が国では、今後、保険会社は引受～支払について人工知能を用いて対応するしかない。差し当たり日本では「人口知能学会」や「国立情報学研究所」そして英国の「SCL - Society for Computers and Law」との連携～協同作業が必要となろう。

Q: When is a fraud not a fraud ? A: When it is a fraudulent device.

- “When is a door not a door ?” → Answer : “when it is **ajar**”.
- To explain : of course a Door is not **a Jar**. It remains a door whether it is closed or not but it is a play on words.
- NB: If a door is ajar, it is slightly open. [Cambridge Dictionary]
- If Popplewell J told a joke he would say “When is a fraud not a fraud ? When it is a fraudulent device”.
- Lord Mance would not find it funny.